

川崎市計量団体事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に規定するもののほか、円滑な計量行政を推進するため、市内事業所の計量管理の推進及び市民の計量思想の普及・啓発等の事業を実施する川崎市計量協会（以下「協会」という。）の運営に要する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助金の交付対象及び補助額)

第2条 補助金の交付対象は、協会の事務局運営費と普及啓発等の事業にかかる経費とし、補助金の額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第3条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規則
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請の書類を審査し、適正と認めるときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により協会に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第5条 協会は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知があった日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の遂行)

第7条 協会は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第8条 協会は、事業完了後速やかに実績報告書(第3号様式)により、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、協会に補助金交付額確定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第10条 市長は、補助金について、必要があると認めるときは、協会の申し出により、概算払により交付することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 協会は、第11条の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を

納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の運用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、協会の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。
- 4 協会は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(指導及び監督)

第 14 条 市長は、協会に対し、必要と認めたときは指導及び監督を行うことができる。

(その他必要事項)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 6 年 7 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 7 月 14 日から施行する。

第 1 号様式

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

川崎市計量団体事業補助金交付申請書

平成 年度計量団体事業補助金の交付を受けたいので、川崎市計量団体事業補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 団体の規則
- 5 会員名簿

川崎市計量団体事業補助金交付決定通知書

川崎市指令経計第 号

住 所
団 体 名
代表者氏名 様

平成 年 月 日付けで申請のあった計量団体事業補助金については、川崎市計量団体事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、次の条件を付けて交付を決定します。

平成 年 月 日

川 崎 市 長 名

1 補助金の額は次のとおりとします。

| | | |
|--------|---|---|
| 補助金額 | 金 | 円 |
| (内訳) | | |
| 事務局運営費 | 金 | 円 |
| 事業費 | 金 | 円 |

2 補助金の交付条件は、次のとおりとします。

- (1) 補助金は事業以外の経費に流用しないでください。
- (2) 年度終了後は速やかに経費の収支決算書及び実績報告書を提出してください。
- (3) 偽りその他不正な手続きで交付を受けたときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。

第 3 号様式

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

平成 年度川崎市計量団体事業実績報告書

平成 年 月 日付け川崎市指令経計第 号をもって交付決定を受けた補助事業について事業を完了しましたので、川崎市計量団体事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書

第 4 号様式

川崎市計量団体事業補助金交付額確定通知書

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 様

平成 年 月 日付けで実績報告のあった計量団体事業補助金の交付については、川崎市計量団体事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

平成 年 月 日

川 崎 市 長 名

- 1 補助事業の区分 要綱第 2 条に係る事業
- 2 補助交付決定額 金 円
- 3 補助交付確定額 金 円
- 4 川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）及び川崎市計量団体事業補助金交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。